

東白川村労働者協同組合 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 本組合は、人たるに値する生活と調和する就労機会を求めて出資をして組合員となり、組合員それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする協同組合として、多様な就労機会の創出と地域における多様な需要に応じた事業を促進することで、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを設立、存立の目的とする。

(名称)

第二条 本組合は東白川村労働者協同組合と称する。

(事業)

第三条 本組合は、次の各号の事業を行う。

- 一 軽作業(草刈り、片付け、荷物運びなど)
- 二 事務作業および事業改善コンサルティング
- 三 システムやホームページ制作
- 四 IT ツールの選定や設定に関わる作業および、IT に関するコンサルティング
- 五 動画や画像、写真加工およびデジタルアートや印刷物の制作
- 六 広報・営業活動、情報発信および SNS 運用
- 七 施設の管理・運営・補佐
- 八 イベント企画・管理運営・補佐
- 九 自動車運転の代行
- 十 自家用有償旅客運送
- 十一 以上の業務内容に附帯する一切の業務および教育・指導

(事業を行う都道府県の区域)

第四条 本組合は、岐阜県を事業区域とする。

(事務所の所在地)

第五条 本組合は、主たる事務所を岐阜県加茂郡東白川村に置く。

(公告方法)

第六条 本組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

(規約等)

第七条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

- 2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。
- 3 前項の定めにかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理については、総会の議決を要せず、理事会が決する。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により組合員に通知する。

第二章 組合員

(組合員資格)

第八条 本組合の組合員となる資格を有する者は、組合の設立・存立目的に賛同し、組合の行う事業に従事し、又は従事しようとする個人とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。
 - 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者その他暴力団準構成員
 - 二 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
 - 三 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - 四 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加入)

第九条 本組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出することとする。

- 2 本組合は、前項の申込書が提出されたときは、理事会がその諾否を決定し、総会においてその加入を報告することとする。
- 3 本組合は、前項の定めにより加入を承諾したときは、書面によりその旨を加入申込みをした者に通知し、出資の払込をさせることとする。
- 4 加入が認められた者は、第十六条の定めによる口数に応ずる金額の払込みを完了したときに、組合員の地位を取得する。
- 5 本組合は、組合員になろうとする者が組合員の地位を取得したときに、組合員名簿に記載

し、又は記録することとする。

(意見反映)

第十条 本組合は、事業を行うに当たり組合員の意見を適切に反映させるために、下記について格別の配慮をしなければならない。

- 一 組合員が、事業場又は事業所において定例の、又は臨時の組合員会議に参加し、事業及び労働条件を含む経営について、自主的に、又は理事会より提示される経営情報に基づいて話し合いを行い、それを取りまとめ、かつ、それを理事会に対し要望として提出することが保障されること。
 - 二 組合は、前号に記す会議の場において要望その他の提言について報告を受ける他、その趣旨について必要な報告を聴取すること。
 - 三 当該の報告及び事業場又は事業所においてなされた組合員会議の議事次第は、書面に記載し又は電磁的方法により記録し、その記載又は記録事項は事業場又は事業所会議録の表題をもつ規則において定めること。
 - 四 組合は、要望その他の提言を行い、又はその論議に加わり、それを理事会への要望等とすることに賛同する等の行為をしたことをもって解雇、その他の労働関係上で不利益となる処遇をし、又は組合員としての処遇において差別的な取扱いをしてはならないこと。
- 2 組合は、総会の場において、前項にかかる組合としての対応について報告を行わなければならない。

(自由脱退)

第十一条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりににおいて脱退することができる。

- 2 前項の通知は、事業年度の末日の九十日前までに、その旨を記した書面でしなければならない。

(定年を理由とする脱退)

第十二条 組合員は、就業規則に定める定年に達したときは前条第一項の定めにかかわらず、あらかじめ通知を行うことなく定年に達した事業年度の終わりににおいて離職し、脱退する。

- 2 定年後も引き続いて就労することを希望する者は、組合の承認を得て組合員として再就労することができる。

(法定脱退)

第十三条 組合員は下記の事由によって脱退する。

- 一 第八条に定められた組合員たる資格の喪失

二 死亡

三 除名

- 2 組合員は、前項の定めにもかかわらず、育児・介護を理由として休業した場合、組合員資格を喪失した者とみなされてはならない。

(除名)

第十四条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

一 長期間にわたって組合の行う事業に従事しない組合員

二 組合の内部秩序を甚だしく損なう組合員

三 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

四 犯罪その他の組合の信用を失う行為をした組合員

- 2 除名は、除名した組合員に対しその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することはできない。

(脱退者の持分の払戻し)

第十五条 組合員は、自由脱退又は組合員たる資格の喪失により脱退したときは、その払込済出資額を限度として、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

- 2 現物出資（第二十条）の場合、前項に言う払込済み出資額とは、別表に記された現物の価格をいう。

3 組合は、組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（脱退した事業年度末における本組合の財産が実行された出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の当該出資額に応じて減額した額）を限度として、その持分の全部又は一部の払い戻しをする。ただし、除名による場合は、その半額を限度とする。

4 組合は、脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、前項の定めによる払戻しを停止することができる。

5 組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第三項の払戻しを行わないことができる。

(出資口数の減少)

第十六条 組合員は、特にやむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得て事業年度の終わりににおいてその出資口数を減少することができる。

- 2 出資口数の減少については、前条（脱退者の持分の払戻し）の定めを準用する。

第3章 出資

(出資一口の金額)

第十七条 出資一口の金額は1000円とする。

2 組合員は、一口以上を保有しなければならない。

(出資の払込み)

第十八条 出資は、その全額を一時に、又は分割して払い込むことができる。

(増資)

第十九条 出資口数の増加又は出資一口の金額の増加による増資は、いずれの場合においても全組合員の同意を必要とし、定款変更決議のみによって組合員に増資又は追出資をさせることはできない。

2 出資一口の金額の増加による増資の場合、前項の定めにもかかわらず、組合員が既に引き受けているその口数に応じた金額を当該の増加させられることになる金額で除して出資一口の金額を増加させるときは当該組合員の同意を必要としない。

(現物出資)

第二十条 現物出資は、法第二十五条第三項に規定する期日（理事が設立事務の引き渡しを受けた後に遅滞なくさせる第一回の払込みの期日）以後においてもその申し込みを受け付けることができる。

2 組合員資格のある者が現物出資を申し入れたときは、第三十二条第一項の定めにより、理事会がその受け入れの条件及びその可否について決する。

3 本組合に現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数は別表のとおりとする。

4 現物出資をして組合員となった者については、前項の価格をもって払込済出資額とし、格別の事情がない限り、当該の組合員が脱退したときは、第二項にいう受け入れの条件に従って、又は第十五条第五号の適用を条件として第十五条第一項、第三項及び第四項の定めに従ってその持分の全部又は一部を払い戻すこととする。

(改算式による持分の計算)

第二十一条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、1000円未満の端数は切り捨てるものとする。

第四章 役員

(役員)

第二十二條 本組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 役員は、組合員が総会において選挙権を行使して選挙し、又は議決権を行使して選任する。

(役員の定数)

第二十三條 本組合に、理事三人を置く。

2 本組合に監事一人以上を置き、そのうち一人は法三十二條第五項に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

(役員の任期)

第二十四條 理事及び監事の任期は二年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再任を妨げない。

2 前項の定めにかかわらず、その任期は、事情により、就任後二年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結のときまで伸長することができる。

3 役員の数、その定数を欠くこととなったときは、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選出される理事が就任するまで、なお役員としての職務を行う。

(役員選挙)

第二十五條 役員は、総会において、役員定数に応ずる員数の氏名を連記する無記名投票により選挙する。

2 理事は、組合員でなければならない。

3 役員は、法第三十五條第二号及び第三号に規定する欠格事由及び法第九十四條の四の各号に該当する者であってはならず、かつ、各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が三分の一を超えて含まれることがあってはならない。

4 役員は、前第三項に該当する者でないことを就任にあたり書面で誓約をしなければならない。

(役員の報酬)

第二十六條 報酬は、理事と監事を区分して、総会の議決により定める。

2 前項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(理事長)

第二十七条 理事のうち一人を理事長として理事会において互選する。

(代表理事)

第二十八条 理事長をもって代表理事とする。

2 代表理事は、組合を代表し、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事会)

第二十九条 理事会は、全ての理事をもって組織する。

2 理事会は、総会による決議事項とされるものを除き組合のすべての業務の執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事は、理事会の開催目的を理事長に示し理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求があった日から五日以内に、その請求のあった日から二週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、請求をした理事は理事会を招集することができる。

6 理事は、一事業年度に四回以上、業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

7 理事会の運営に関するその他の事項については、理事会規則で定め、又は理事の協議により決する。

(理事会の招集手続)

第三十条 理事会の招集は、理事会の会日の一週間前までに、その日時、場所及び理事会の目的たる事項を示して各理事及び監事に対してその通知を行うことによってしなければならない。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 前項の通知は、電磁的方法によっても併せ行うことができる。

3 理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開くことができる。

(理事会の議長)

第三十一条 理事会においては、その都度、理事が議長となる。

(理事会の議決事項)

第三十二条 本定款に特別の定めがある場合を除いて、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- 一 本組合の財産の取得及び譲渡並びに業務の執行に関する事項
- 二 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- 三 本組合の財産及び業務の執行のための手続その他本組合の財産及び業務の執行につ

いて必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

四 取引金融機関の決定

五 前各号の他、総会の決議事項とされている事項以外であって理事会が必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第三十三条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 本組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案について監事が異議を述べたときを除いて、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第三十四条 理事会の議事については、労働者協同組合法施行規則第十一条の定めるところにより下記の事項を記載する議事録を作成し、出席した理事及び監事が、これに署名し、又は記名押印することとする。

一 理事会の開催された日時及び場所又は方法

二 理事長以外の招集に係る場合は、その招集の旨

三 議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 法第三十八条第三項において準用する会社法の規定(取締役への報告義務)、法第四十四条において準用する会社法の規定(取締役会への出席義務等)、法第四十四条第三項(自己契約をした理事による理事会への報告)及び法第四十八条第四項(補償契約の当事者である理事による理事会への報告義務)の規定に係り述べられた意見又は発言の内容の概要

六 理事会に出席した理事及び監事の氏名

七 理事会の議長の氏名

八 法第四十条第四項(みなし議決)の規定により理事会の決議があったものとみなされる場合、その事項、その事項を提案した理事の氏名、決議があったとみなされる日、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

九 法第四十条第五項(理事又は監事が理事及び監事の全員に対し報告すべき事項を通知した場合、理事会に当該事項を報告することを要しない旨の規定)の規定により理事会

への報告を要しないものとされた場合、報告を要しないとされた事項、その報告を要しないとされた日、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

- 2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成する場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。
- 3 本組合は、議事録を通常総会の日の二週間前の日から主たる事務所に、十年間、その写しを五年間従たる事務所に備え置く。

(監事)

第三十五条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、労働者協同組合法施行規則第九条の定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、理事の職務の執行を監査し、労働者協同組合法施行規則第九条の定めるところにより監査報告を作成し、これに署名し、又は記名押印することとする。
- 3 監査報告を電磁的記録をもって作成する場合には、監事は、これに電子署名をしなければならない。
- 4 本組合は、監査報告を通常総会の日の二週間前の日から主たる事務所に、十年間、従たる事務所にその写しを五年間、備え置くこととする。

第五章 総会

(総会の招集)

第三十六条 本組合の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後三月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。
- 3 組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集理由を記した書面を提供して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決することとする。
- 4 前項の場合、組合員は、招集請求を書面に換えて電磁的方法により提出することができる。
- 5 第三項の請求の定めによる請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が招集の手続をしないときは、法第六十条の規定により、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。

(総会の招集手続)

第三十七条 総会の招集者は、会日の十日前までに、組合員に対して書面又は電磁的方法で総会の日時、場所及び総会の目的である事項を示して通知しなければならない。

(総会の議長)

第三十八条 総会の議長は、総会に出席した組合員のうちから、その都度選出する。

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第三十九条 組合員は、第三十七条の定めによりあらかじめ通知された事項について、書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使することができる。

- 2 組合員は、前項の定めによる書面をもってする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法で行使することができる。
- 3 組合員は、あらかじめ通知された事項について代理人として議決権及び選挙権を電磁的方法で行う場合に、その代理権を証するについて、書面に代え電磁的方法により行うことができる。

(総会への報告)

第四十条 理事は、事業場での組合員会議において取りまとめられた要望その他の提言（第十条第一項）に係る組合としての方策の実施状況及びその結果を総会に報告しなければならない。

(総会の議事録)

第四十一条 総会の議事について、労働者協同組合法施行規則第六十九条の定めるところにより下記の事項を記載する議事録を作成し、出席した理事及び監事が、これに署名し又は記名押印しなければならない。

- 一 総会の開催された日時及び場所又は方法
 - 二 総会の議事の経過の要領及びその結果
 - 三 法第三十八条第三項において準用する会社法の規定(会計参与等の選任等、株主総会への報告義務、監査役の報酬)に係り述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言内容の概要
 - 四 総会に出席した役員の氏名
 - 五 総会の議長の氏名
 - 六 議事録の作成を行った理事の氏名
- 2 創立総会の議事について、労働者協同組合施行規則第四条の定めるところにより下記の事項を記載する議事録を作成し、出席した理事及び監事が、これに署名し又は記名押印しなければならない。
- 一 創立総会が開催された日時及び場所
 - 二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
 - 三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の氏名
 - 四 創立総会の議長の氏名

五 議事録の作成を行った発起人の氏

3 前二項の議事録を電磁的記録をもって作成する場合には、出席した理事及び監事が、これに電子署名をしなければならない。

4 本組合は、総会の議事録を、総会の日から十年間主たる事務所に、その写しを五年間従たる事務所に備え置く。

第六章 会計

(事業年度)

第四十二条 本組合の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わるものとする。

(剰余金の処分)

第四十三条 剰余金は、準備金、就労創出等積立金、教育繰越金としてこれを処分する。

(準備金)

第四十四条 本組合は、出資総額の二分の一に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これを填補した後の金額。）の十分の一以上を準備金として積み立てるものとする。

2 前項の定めによる準備金は、損失の填補に充てる場合を除いて取り崩すことができない。

(資本準備金)

第四十五条 本組合は、減資差益（第十五条第三項ただし書きの定めにより払戻しをしない金額を含む）及び合併差益を資本準備金として計上することとする。

(就労創出等積立金)

第四十六条 本組合は、その事業規模又は事業活動の拡大により就労機会の創出を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を就労創出等積立金として積み立てることとする。

(教育繰越金)

第四十七条 本組合は、組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を教育繰越金として翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金を配当しない旨の定め)

第四十八条 本組合は、損失を填補し、第四十四条の準備金、第四十六条の就労創出等積立金

及び第四十七条の教育繰越金を控除した後になお残る剰余金を、法第九十四条の三第一号の規定に従い組合員に配当することをせず、かつ、配当をしてはならない。

(欠損金の填補)

第四十九条 本組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、第四十四条の定めにより積み立てた積立金、第四十五条の定めにより計上された資本準備金の順に取り崩してその填補に充てるものとする。

第七章 解散

(解散事由)

第五十条 本組合は、次の事由により解散する。

- 一 総会の決議
 - 二 組合の合併
 - 三 組合についての破産手続開始の決定
 - 四 定款で定める存続期間の満了
 - 五 行政庁の解散命令
 - 六 組合員が三人未満となり、そのなった日から引き続き六月間その組合員数が三人以上とならなかった場合において、その六月を経過した時
- 2 本組合は、前項の第一号、第四号又は第六号の事由により解散するときは、理事のうちより清算人を選任する。

(特定残余財産の帰属)

第五十一条 本組合は、債権を取立て債務を弁済した後の組合の残余財産は、組合員に払込済出資額を限度としてその持分の全部又は一部を払い戻すこととする。

2 本組合は、前項の払戻しの後になお残余財産があるときは、総会において清算人の報告に基づいて国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合のいずれかに帰属させることとする。

(残余財産の処分)

第五十二条 本組合は、特定残余財産の帰属の処理を行い、かつ、債権を取立て債務を弁済した後の残余財産は、組合員に払込済出資額を限度としてその持分の全部又は一部を払い戻すこととする。

2 本組合は、前項の払戻しの後になお残余財産があるときは、総会において清算人の報告に基づいて国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合のいずれかに帰属させることとする。

附則

1 設立当時の役員の任期

設立当時の役員の任期は第二十四条の定めにかかわらず、役員を選任した創立総会の日より最初の通常総会の終結時までとする。

2 最初の事業年度(定款には、下線部のみを記す)

最初の事業年度は、本組合の設立の日より、令和六年一月三十一日までとする。

第二十条第三項に定める別表は以下とする。

出資財産名	価格	与える出資口数	氏名

この定款は、法人成立の日(令和5年4月20日)から施行する。

附則

この定款の変更は、令和7年7月23日から施行する。